

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年2月20日認可した。

平成20年2月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）坂本地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）笠松地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）南下津地区
〃	単独県費補助土地改良事業（頭首工改修事業）平田地区